



平成 28 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 ペプチドリーム株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 窪田 規一
(コード番号：4587 東証第一部)
問い合わせ先 取締役経営管理部長 関根 喜之
電 話 番 号 (03) 3485-7707 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年8月22日開催の取締役会において、平成28年9月28日開催予定の当社第10回定時株主総会に、定款の一部変更について議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について、所要の変更を行うものであります。
- (2) 第3条(本店の所在場所)に定める本店の所在場所を東京都目黒区から神奈川県川崎市に変更するものであります。本変更につきましては、別途取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成28年9月28日(水)
定款変更の効力発生日(予定)	平成28年9月28日(水)

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) バイオテクノロジーの研究開発及び受託</u></p> <p><u>(2) バイオテクノロジーの研究用試薬の開発、製造及び販売</u></p> <p><u>(3) 臨床検査試薬、診断薬の開発、製造及び販売</u></p> <p><u>(4) バイオテクノロジーによる医薬品、化粧品、食品添加物等の開発、製造、販売及び輸出入</u></p> <p><u>(5) バイオテクノロジー関連の医療機械器具等の開発、製造、販売及び輸出入</u></p> <p><u>(6) バイオテクノロジーに関するコンサルタント業務</u></p> <p><u>(7) 前各号に附帯する一切の事業</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 医薬品、農薬、動物用医薬品、工業薬品、医薬部外品、試薬、診断薬、化粧品、食品、食品添加物及び肥料等の各種生物学的物質及び化学的物質の研究開発及びその受託</u></p> <p><u>(2) 医薬品、農薬、動物用医薬品、工業薬品、医薬部外品、試薬、診断薬、化粧品、食品、食品添加物及び肥料等の各種生物学的物質及び化学的物質の開発、製造及び販売</u></p> <p><u>(3) 医薬品、農薬、動物用医薬品、工業薬品、医薬部外品、試薬、診断薬、化粧品、食品、食品添加物及び肥料等の各種生物学的物質及び化学的物質に関連する基盤技術に係る知的財産権の譲渡及び使用許諾</u></p> <p><u>(4) 遺伝子及び蛋白質の情報解析から創薬に関する受託研究及びコンサルティング業務</u></p> <p><u>(5) 遺伝子及び蛋白質の情報解析に関するソフトウェア及びデータベースの作成、販売及びコンサルティング業務</u></p> <p><u>(6) 遺伝子及び蛋白質機能解析用機器の製造及び販売</u></p> <p><u>(7) 遺伝子及び蛋白質による病態診断用機器の製造及び販売</u></p> <p><u>(8) バイオテクノロジー関連の医療機械器具</u></p>

現行定款	変更案
<p>(本店の所在場所)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都目黒区</u>に置く。</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第39条</p> <p>附 則 第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>等の開発、製造、販売及び輸出入</p> <p><u>(9) バイオテクノロジーに関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>(10) 不動産の管理、売買及び賃貸借</u></p> <p><u>(11) 倉庫業、運送業及び運送取扱業</u></p> <p><u>(12) 食堂及び喫茶店の経営</u></p> <p><u>(13) 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在場所)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>神奈川県川崎市</u>に置く。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>第39条</p> <p>附 則 第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(本店の所在場所に係る特則)</u></p> <p><u>第2条 第3条(本店の所在場所)の変更は、取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

以 上